## 国富町地域公共交通会議設置要綱

平成30年7月31日

(目的)

第1条 国富町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

- 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。
  - (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する事項
  - (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
  - (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 (交通会議の構成員)
- 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。
  - (1) 国富町長又はその指名する者
  - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (3) 一般貸切 (乗用) 旅客自動車運送事業者
  - (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
  - (5) 住民又は利用者の代表
  - (6) 九州運輸局宮崎運輸支局長又はその指名する者
  - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
  - (8) 道路管理者、警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間 とする。

(交通会議の運営)

- 第4条 交通会議に会長を置き、主催者である町長又はその指名する者をもってこれに充てる。
- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 会議は、会長が招集する。
- 5 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 6 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 7 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、 会長がこれを決する。
- 8 交通会議は、原則として公開とする。
- 9 会長は必要に応じ、委員以外の者を交通会議に出席させ、意見を聴取することができる。
- 10 交通会議の庶務は、企画政策課において処理する。

11 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するための連絡及び通報の窓口は、企画政策課とする。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実 な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

この要綱は、平成30年7月31日から施行する。